

令和 5 年 4 月 1 日現在

修了評価の方法

評価基準作成者：小山 健太

1. 技術演習における習得度評価

科目名 9「こころとからだのしくみと生活支援技術」の次の項目について、各演習時間内で技術習得度の評価を行う。チェックリストにより A～D の 4 区分で評価を行い、A～C の者を一定レベルに達している者とする。

- ⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
- ⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
- ⑧食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
- ⑨入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
- ⑩排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
- ⑪睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
- ⑭総合生活支援技術演習

(評価区分)

- A:基本的な介護（介助）が完璧にできる
- B:基本的な介護（介助）が的確にできる
- C:基本的な介護（介助）が概ねにできる
- D:技術が不十分

2.全科目の修了時に、1 時間の筆記試験による修了評価試験を実施する。

次の評価基準により C 以上を評価基準を満たしたものとして認定する。

A：90 点以上、B：80 点～89 点、C：70 点～79 点、D:70 点未満

(1)出題範囲

科目名 2「介護における尊厳の保持・自立支援」から科目名 9「こころとからだのしくみと生活支援技術」までとする。

(2)出題形式

五肢択一形式とする。

(3)出題数

択一問題 33 問 (100 点満点)

(4)合格判定基準

C 以上（70 点以上）

3.修了評価試験で基準以下の時の取扱い

担当講師による補講による指導の上、修了評価当日に再試験を実施する。

再評価に係る合格基準も C 以上（70 点以上）とする。なお、修了時の評価基準に対し、習得が不十分の場合には、基準を満たすまで再評価を行う。

4.補講料および再試験料

いずれも無料とする。

5.カリキュラムをすべて出席（又は欠席等による不足分の補講を受講）し、上記 1・2 において認定基準を超えている受講者に対し、修了証明書を交付する。